

# 青森県報

第二千五百四十三号

平成十七年  
十月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(同)	一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....	(保健衛生課)	一
結核予防法による医療機関の指定.....	(同)	二
青森県民健康・栄養調査の実施.....	(同)	二
公共の場及び職場等の喫煙対策調査の実施.....	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課)	三
介護保険法による介護療養型医療施設の指定.....	(同)	三
漁船保険付保義務の発生.....	(水産振興課)	三
廃川敷地等の公示.....	(河川砂防課)	四
右 同.....	(同)	四
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出.....	(農林水産事務所)	四
公 告		
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課)	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(上北地方農林水産事務所)	五
道路の位置の指定.....	(十和田県土整備事務所)	五

## 告 示

青森県告示第七百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
はせがわ内科クリニック	中津軽郡岩木町大字賀田一丁目三の二	平成二七・一〇・一
アップル調剤薬局岩木	中津軽郡岩木町大字賀田一丁目三の一六	"

青森県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
脇谷歯科医院	青森市古川二丁目六の二一	平成二七・九・二〇
ふじたクリニック	弘前市大字清水森字沢田二の一	二七・九・三

青森県告示第八百一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の

指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定辞退年月日
山谷内科医院	黒石市大字温湯字上川原七の一	平成一七・八・三

青森県告示第八百二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	指定年月日
山谷胃腸科内科 平井内科医院 アポテック根城店 あおば薬局 アップル調剤薬局岩木	黒石市大字温湯字上川原七の一〇 青森市松原三丁目一の五 八戸市根城五丁目一の五 青森市青葉一丁目一の三五 中津軽郡岩木町大字賀田一丁目三の一 六	平成一七・八・三 一七・九・四 一七・一〇・一 一七・一〇・七 一七・一〇・三

青森県告示第八百三号

平成十七年度青森県民健康・栄養調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査目的

青森県民の身体及び栄養摂取の状況、生活習慣並びに歯科疾患の実態を把握し、県民健康づくり運動「健康あおもり二十一」の中間評価及び健康づくりに関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 身体状況
- (二) 栄養摂取状況
- (三) 生活習慣
- (四) 歯科疾患

三 調査範囲

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

調査は、平成十七年国民生活基礎調査で設定された青森県内の十一地区の満一歳以上の者について行う。

四 調査期日

調査は、平成十七年十月十九日から同年十二月二日までの間において、調査客体ごとに別に定める期日に行う。

五 調査方法

調査は、平成十七年十月十九日から同年十二月二日までの間において、身体状況及び歯科疾患の調査は医師等調査員による問診、計測、診査等の方法により、栄養摂取状況及び生活習慣の調査は調査員が調査票を配布し、及び収集する方法により行う。

青森県告示第八百四号

平成十七年度公共の場及び職場等の喫煙対策調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査目的

青森県内における市町村、学校、事業所、保育所、医療機関等の喫煙対策を把握し、県民健康づくり運動「健康あおもり二十一」の中間評価及び喫煙対策に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

(一) 事業の種類

(二) 従業員数の状況

(三) 受動喫煙防止対策の状況

(四) 禁煙希望者に対する支援状況

(五) 防煙及び禁煙教育の実施状況

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

三 調査範囲

調査は、青森県の本庁及び出先機関並びに青森県内の市町村、学校、看護師養成所及び病院は悉皆で行い、青森県内の事業所、幼稚園、保育所及び診療所は無作為により抽出したものについて行う。

四 調査期日

調査は、平成十七年十一月一日現在によって行う。

五 調査方法

調査は、平成十七年十一月十日から平成十八年一月十日までの間において、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。

青森県告示第八百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	指定年月日
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の八六五	訪問看護	訪問看護ステーション売市訪問看護サービス	八戸市売一の二八	平成十七年十月十七日

青森県告示第八百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第一百五十一条第一号の規定により公示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定年月日
東八戸病院	八戸市大字大久保字西ノ平二五の四四〇	平成十七年十月十七日

青森県告示第八百七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字小橋字田川二六番地 山口隆治	後潟
青森市大字後潟字大原五一七番地の一七	

青森市大字小橋字福田一二番地の一

坂本利光  
三上幸仁

青森県告示第八百八号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川 の 名 称

二 級 河 川 堤 川 水 系 横 内 川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平 成 十 七 年 十 月 十 九 日

三 廃川敷地等の位置

青 森 県 妙 見 二 丁 目 四 八 の 二 二 地 先

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅 地 二 一 三 ・ 九 七 平 方 メ ー ト ル

青森県告示第八百九号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川 の 名 称

一 級 河 川 岩 木 川 水 系 赤 川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平 成 十 七 年 十 月 十 九 日

三 廃川敷地等の位置

青 森 市 浪 岡 大 字 杉 沢 字 井 の 下 二 二 五 の 一 三 地 先

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅 地 一 九 一 ・ 七 二 平 方 メ ー ト ル

青森県告示第八百十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区 名 称 大 間 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 下北郡大間町大字大間字下 手道三八番地三 泉 德 實 下北郡大間町大字大間字大 間平三二番地一七九 金 澤 綱 良 下北郡大間町大字大間字割石七番地 一〇 菊 池 爲 作	期 間 平 成 十 七 年 十 月 十 九 日 从 前 同 年 十 一 月 二 日 以 降 日 以 降 場 所 大 間 漁 業 協 同 組 合

公

告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡平賀町大字館山字上亀岡二七の一及び二八	南津軽郡平賀町大字館山字上亀岡二六の二 株式会社アピール

**出 先 機 関**

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十月十九日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員名	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	佐々木千代寿	上北郡東北町大字大浦字中岫平五三の一	平成 一七・一〇就任
"	蛭名 敏善	"	"
"	瀬川 桂吾	"	"
"	佐々木博英	"	"
"	田嶋 英夫	七戸町字野崎狐久保一七四	"
"	米内山道良	東北町大字大浦字古館一九の一	"

理事	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
大池 良一	佐々木千代寿	瀬川 一郎	瀬川 桂吾	高田 静雄	高松 博幸	高松 寿和	米内山道良	米内山秀博	阿部 義政	阿部 義政	佐々木千代寿	蛭名 敏善	蛭名 敏善	大池 良一	佐々木千代寿	瀬川 一郎	瀬川 桂吾	高田 静雄	高松 博幸	高松 寿和
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

十和田県土整備事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月十九日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸夫

十和田市大字三本木字並 木西一八二の一	位 置
六六・三四メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成 一七・一〇・ 七	年指 月定 日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭